



平成 27 年 4 月 3 日

各 位

会 社 名 前 田 工 織 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 前 田 征 利
(コード番号:7821 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員
経 営 管 理 本 部 長 齊 藤 康 雄
(TEL. 0776-51-3535)

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 3 日開催の取締役会において、従来の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定後の内容は次のとおりであります。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針（平成 27 年 4 月 3 日改定）

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則した行動を行うために「コンプライアンス規程」を定め、法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。
 - (2) コンプライアンスの統括・管理組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、委員会活動等を通じて、法令遵守の教育・啓蒙活動の徹底を図る。
 - (3) コンプライアンスの状況については、内部通報制度を含め、必要に応じて取締役会に報告する体制を構築する。
2. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、統一された経営理念のもと、個々の事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、この規程に沿って所管部門等が適正に管理し、内部監査室等が子会社の監査を行う。
 - (2) 子会社については、自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社の取締役会に報告し、重要な案件は事前に当社の承認を要する体制とする。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「情報セキュリティポリシー管理規程」及び「文書管理規程」を定め、適切に保存・管理する。
なお、取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社及び子会社は、全社的な経営リスクに対応するための「リスク管理規程」を定め、「リスク管理委員会」を組成しリスクマネジメントの構築、維持、改善推進を行うとともに、リスク発生時には対策本部を必要に応じて設置し、迅速な対応を図る。
 - (2) 個別のリスク分類やリスクに対する対応等については、毎期「リスクアセスメント」を実施し、定期的なリスクの洗い直しや、重大な損失や危険の発生を未然に防止するための指導等を推進する。
 - (3) リスク管理の状況については、内部監査室による監査を行う。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社は、定例の取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
 - (2) 当社及び子会社は、事業計画を明確にし、「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づく職務の遂行状況を取締役会において報告する等により、その実効性を確認する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、金融商品取引法に基づき、諸規程を整備し、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価・改善を行う。これらを通じて、当社グループは、財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制の充実を図る。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人は、内部監査室所属の使用人が監査役補助者を兼任することとする。また、補助者の任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
なお、監査役補助を兼任する使用人は、監査役を補助することを優先して従事する。
8. 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等は、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項等を速やかに当社の監査役に報告するものとする。また、監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

- (2) 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制とする。
 - (3) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口「コンプラホットライン」への通報状況について、速やかに監査役に報告を行う。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、「監査役監査規程」を定め、監査役の請求等に従い速やかに処理を行う。
10. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、取締役会、経営会議はもとより、各重要な会議に出席し、経営の適法性及び効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することで、監査の実効性を高め、また代表取締役や会計監査人等との会合を行い、緊密な連携を図るものとする。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況
- 当社及び子会社の取締役及び使用人は、市民活動の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対してその関係を一切遮断し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し、毅然と対応する。
- (ア) 反社会的勢力とは取引関係も含め一切の関係を持たない。
 - (イ) 反社会的勢力に対して組織的に対応するため、反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。
 - (ウ) 反社会的勢力に対しては、当社や取締役及び使用人の不祥事を理由とするものであっても、事実を隠蔽するための裏取引など不適切な資金提供や便宜の提供は一切行わない。
 - (エ) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事・刑事両面からの法的手段を講じるとともに、警察等の外部専門機関等との連携を行い、毅然とした対応を行う。

以上